

ゆきぐに大和病院の今後について（資料２）

I 医師の働き方改革について

1 概要

- （１）令和６年度から運用が開始される。
- （２）医師の残業規制として、月８０時間、年間９６０時間を超えてはならない。
ただし、宿直及び日直で勤務する際に超過勤務に当たらない程度の勤務内容であることを前提として労働基準監督署から許可を得ることで、宿直は週１回、日直は月１回（条件を満たす場合はそれぞれ２回までの特例あり。）について勤務時間として取り扱わないことができる。

2 現状

（１）宿日直の許可

ア 南魚沼市民病院

宿直は週１回までの許可有り。日直は救急患者数が多いので許可を得ることはできない。

イ ゆきぐに大和病院

宿直は週１回まで、日直は月１回までの許可取得を調整中。

※ゆきぐに大和病院は常勤医師が少ないことから、働き方改革に抵触する可能性あり。

3 常勤医師の年齢構成（令和５年度当初時点）

40歳 以下	41～ 50歳	51～ 60歳	61～ 65歳	66 ～70歳	71歳 以上	合計
4人	3人	6人	4人	2人	2人	21人

ゆきぐに大和病院の検討状況について

1 検討状況

(1) 平成27年に行われた「魚沼の医療再編」の際に、199床から40床に変更。(その後、45床に増床。)

(2) 施設の改修等により南棟部分を除却して魚沼基幹病院の駐車場とする協議を進めてきたが、南棟部分は診療施設の中核機能などを有することから現在の建物位置での建て替えは費用・期間ともに難しいことが判明。

令和4年6月に策定した骨太の全体計画においては、令和6年度までの病院事業の運営状況を見て、建て替え等の判断を行うこととしている。

施設整備が進まないと、魚沼基幹病院の駐車場問題が解決しない。

2 検討項目

(1) 医療スタッフ

ア 医師の働き方改革

勤務する医師の残業規制に対応した人員配置をするためには常勤医師の確保が必要。

イ 人材確保

医師をはじめとする医療人材が全国でも最少クラスの魚沼医療圏において、看護師やその他の医療スタッフを継続的に確保する方策が必要。

(2) 新施設の機能

外来で行う診療科の種類とブースの数、入院ベッド数、実施する検査の種類などについて検討が必要。

(3) 建設位置

他の敷地に移転する必要があることから、建設位置の選定が必要。

(4) 訪問診療等の充実

在宅医療を充実させていくためには、訪問診療に加えて、訪問看護、訪問リハなどの充実が必要である。